

[事案 2019-201] 損害賠償請求

・令和3年3月30日 裁定打切り

<事案の概要>

個人年金保険の年金受給権取得時に、贈与税が課税されることについて注意喚起がなされなかったことを理由に、贈与税相当額の賠償金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年1月に契約し、平成5年に契約者を配偶者に変更して、令和元年5月に契約者を再度自分に変更した個人年金保険について、以下の理由により、贈与税相当額を支払ってほしい。

- (1)平成5年の契約者変更は、保険料を配偶者の給与から天引きする方法に変更すると解釈していたもので、契約者が変更されること、および、それに伴って年金受給権取得時に贈与税が課税されることを認識していなかった。
- (2)契約者変更の際、募集人や保険会社から、契約者が変更されること、贈与税が課税されることについての注意喚起がなされなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)名義変更請求書は、請求内容欄に「契約者変更」と明記されており、給与天引きのための書類は別途作成していることから、申立人の配偶者に契約者が変更されたことを、申立人が認識していなかったとは考えられない。
- (2)年金受給にかかる課税処分は契約の内容をなすものでなく、当社に贈与税課税の可能性について積極的に注意喚起すべき義務はない。
- (3)「ご契約のしおり一定款・約款」には、年金受取人が契約者以外の場合は、贈与税が課税される旨が記載されている

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、当審査会より申立人に対して、数回にわたり事情聴取の案内をしたものの、申立人は何ら理由を示すことなく、これに応じなかったため、裁定手続を打ち切ることとした。